

住宅リフォーム支援 の手引き



山形県県土整備部建築住宅課

令和8年4月1日



III. 別表要件工事の解説

別表第1

工事内容	点数
1-1 全体改修工事（やまがた省エネ健康住宅の認証を受けるもの）	10点/工事

【補足】

■「やまがた省エネ健康住宅」認証制度とは

県が高気密高断熱住宅の基準を定め、適合しているかを審査し、適合した住宅を「やまぼっかの家」（やまがた省エネ健康住宅）として認証している。

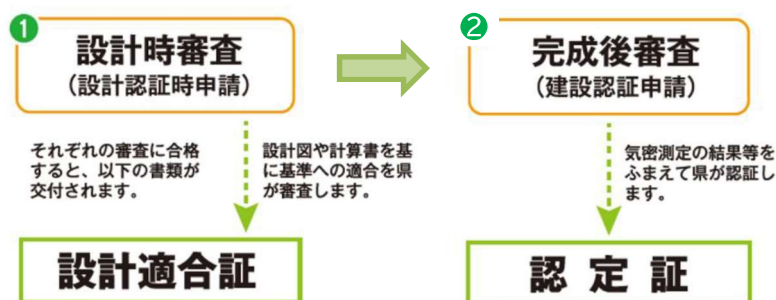


■認証基準の概要

- ・断熱性能（外皮平均熱貫流率U A値）が $0.46 \text{ W/m}^2 \text{ K}$ 以下
- ・気密性能（隙間相当面積C値）が $1 \text{ cm}^2/\text{m}^2$ 以下
- ・その他、日射遮蔽など

■認証手続き

認証の審査は、設計時、完成時の2段階で実施しています。



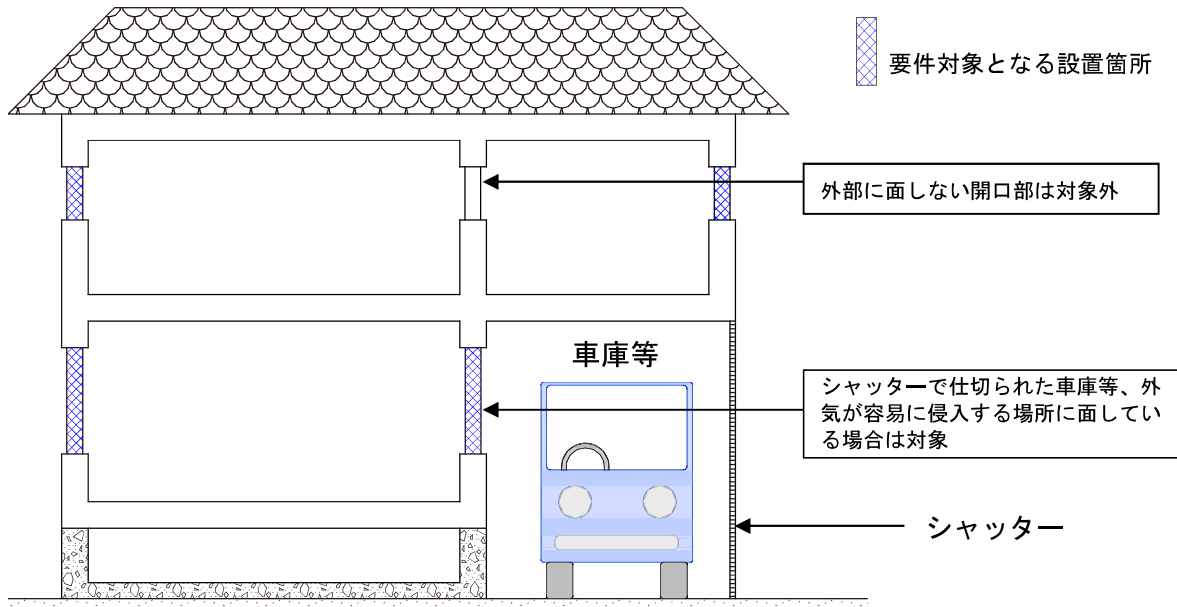
詳しくは、山形県すまい情報センターのサイト「タテッカーナ」をご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/support/kenkou/shoenekenkou-jigyosya.html>

工事内容	点数
1-2 窓改修工事（外部に面する住宅の開口部に別表第5(1)の基準を満たす建具を設置するもの）	5点/箇所

【補足】

（既存の外部に面する開口部）



※ 新たに開口部を設けて設置する場合は、補助対象外とする。

※ 点数計算に用いる箇所数は既存の開口部の箇所数とする。

（例：既存の大きな開口部1箇所を小さな開口部2箇所に分割する場合、点数計算の箇所数は1箇所）

（基準を満たす建具）

別表5(1)

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換・内窓設置	1.5以下

- ・設置する建具のカタログ等により、熱貫流率及び仕様が当該基準を満たすことを確認すること。
- ・国の「先進的窓リノベ事業」に登録されている製品であり、かつ熱貫流率が1.5 W/(m²・K)以下であることが確認できる場合は、当該基準を満たすものと判断できる。

（外窓交換の対象となるもの）

①カバー工法

既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事。

②はつり工法

既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事。

③ガラス交換

既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事。同じガラスであっても、既存サッシとの組み合わせにより、窓の熱貫流率が変わるため。

④外窓交換は玄関等のドア交換も含む。

（内窓設置の対象となるもの）

既存窓の内側に新たに内窓を新設する、または既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事をいう。ただし、外皮に面する開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。

工事内容	点数
1-3 部分改修工事（住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5(2)の基準を満たす断熱材を使用するもの）	2点/m ²

【補足】

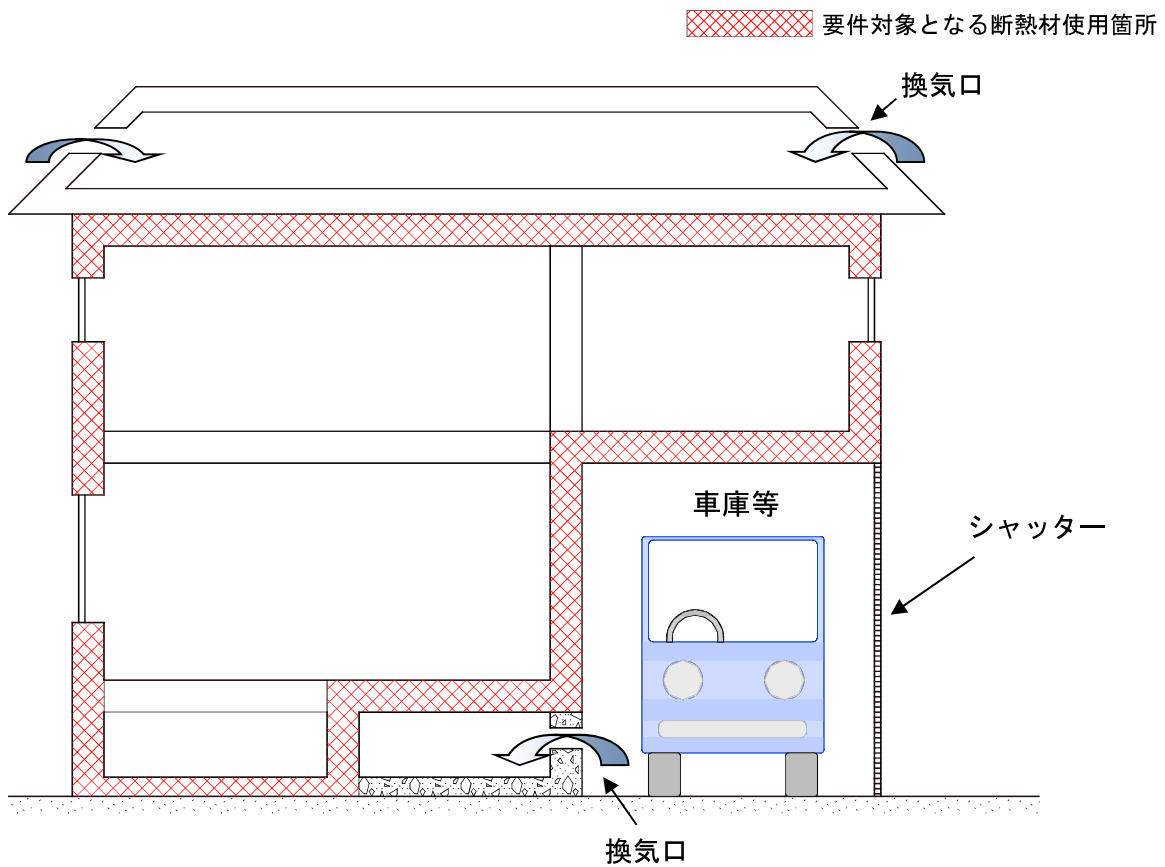
（断熱材を使用する工事）

①設置箇所及び規模

壁、天井、床、ドア等により物理的に区画された1区画以上について、外気に面する外壁、天井、床等の1面全体を対象として断熱材を設置する工事。

（断熱材を更新する場合の取扱いについて）

既存の断熱材を、より断熱性の高い断熱材への交換する場合は、既存の断熱材と新たに設置する断熱材の性能を比較し、断熱性能が明らかに向上していることが確認できる場合に限り対象とする。



②基準を満たす断熱材

別表5(2)

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
屋根	6.6 以上
天井	5.7 以上
外壁	3.3 以上
床	3.3 以上
土間床等の外周部分の基礎壁	3.5 以上

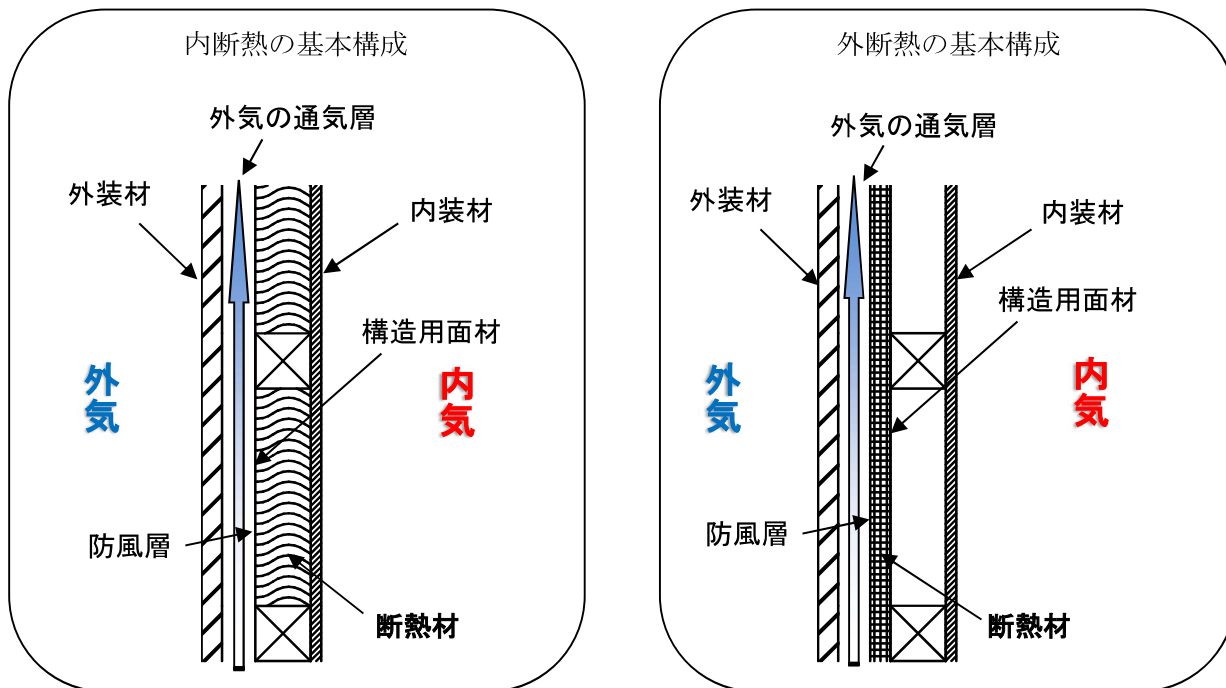
・設置する断熱材のカタログ等により熱伝導率を確認し、熱抵抗値を算出。

$$\text{熱抵抗値 (m}^2\cdot\text{K/W)} = \text{材料厚さ (mm)} \div \text{熱伝導率 (W/m}\cdot\text{K)} \div 1,000$$

③設置位置

外気と内気の上に断熱材を設置する。

なお、外装材が断熱性を有する場合であっても、外装材の内側に外気の通気層を有する場合は対象外とする。



④断熱材の規格

JIS A9521 の対象となる断熱材を使用することを基本とする。

ただし、JIS A9521 以外であっても、公的機関により断熱材の熱抵抗の値が証明されている場合は対象とする。

JIS A 9521 の対象となる断熱材の種類	
人造鉱物繊維断熱材	グラスウール断熱材 ロックウール断熱材
有機繊維断熱材	インシュレーションファイバー断熱材
発泡プラスチック断熱材	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 硬質ウレタンフォーム断熱材 ポリエチレンフォーム断熱材 フェノールフォーム断熱材

別表第2

工事内容	点数
2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m ²

【補足】

- ・拡張後の廊下又は出入口の幅が、車いすが通行可能な 85 cm以上を基本とする。
 ※ 車いすの全幅は通常 55 cm～65 cmであるため、左右にそれぞれ 10 cmの余裕を見込み、85 cmとする。
- ・出入口と壁を撤去して1部屋とする場合は、補助対象外。

(10 点/m²の取扱い)

- ・出入口の幅を拡張する工事の場合は、改修後の建具の有効面積により算定する。

工事内容	点数
2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所

【補足】

- ・住宅内部の階段の設置及び改良により、階段の勾配を緩和する工事。

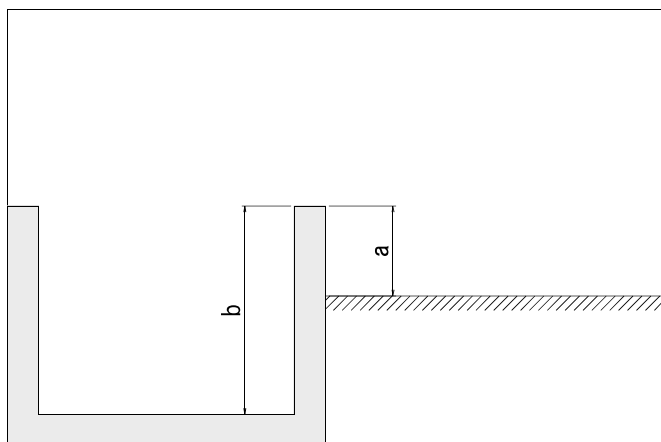
工事内容	点数
2-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m ²
(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所
(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所
(4) 身体洗净を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所

【補足】

(浴室の床面積を増加させる工事)

- ・壁などの区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を増加させる工事。
- ・既存住宅の外側へ増加させる（増築）場合も該当する。

(浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事)



- ・ a、b のいずれも現況より高くないこと
かつ
- ・ a、b のいずれか一つ以上が現況より低くなること

工事内容	点数
2-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 便所の床面積を増加させる工事	10 点/m ²
(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所

【補足】

- ・既存の便所とは別の場所に新たに便所を設置する場合は、補助対象外。

(便所の床面積を増加させる工事)

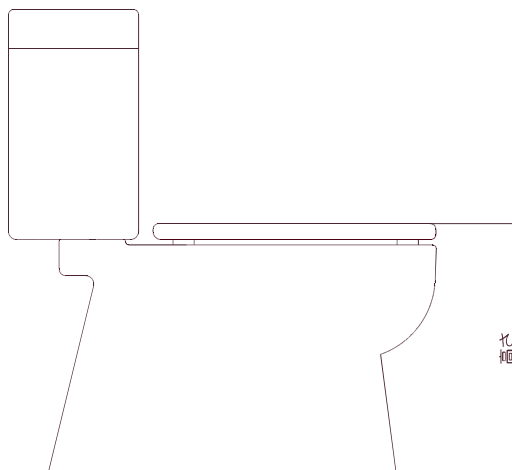
- ・壁などの区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を増加させる工事。
- ・既存住宅の外側へ増加させる（増築）場合も該当する。

(便器を座便式のものに取り替える工事)

- ・和式便器を座便式便器に交換する工事を対象とする。小便器を交換する工事は対象外。

(座便式の便器の座高を高くする工事)

- ・便座上面の高さ（下図参照）を **2 cm以上高くする工事** を対象とする。
- ・ただし、バリアフリーの観点から、対象者の体型に合わせて高さを検討した事が確認できる場合は、2 cm未満（低くする場合も含む）であっても対象とする。



工事内容	点数
2-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
(1) 長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m
(2) 長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/箇所

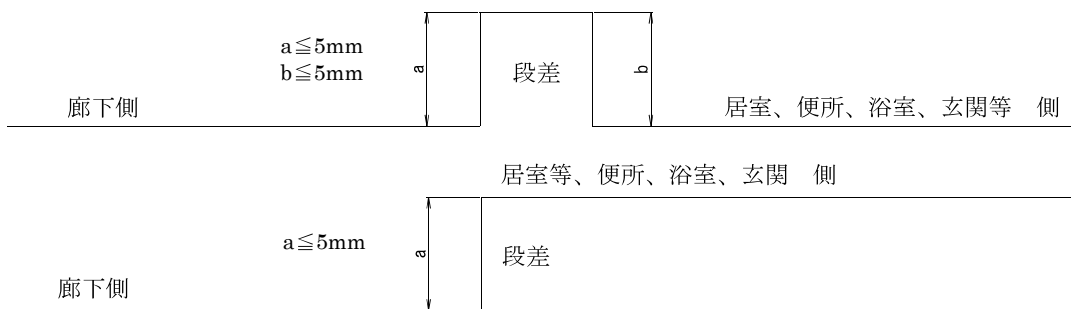
工事内容	点数
2-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）	
(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/m ²
(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/m ² 又は 2 点/箇所

【補足】

一方の段差解消を行った結果、他の箇所において段差が高くなった場合であっても対象とする。
 (例：脱衣所と浴室の床面を揃えるため脱衣所の床を嵩上げしたところ、廊下側との段差が増えた)

(段差解消の基準)

- ・設計値は3mm以内、施工後は5mm以内の高低差を段差解消の範囲とする。
- ・床の仕上げ材が変わる箇所に設ける床見切り材や建具の敷居等は、上記の範囲内で対応すること。



(スロープによる段差解消の基準)

- ・幅：120 cm以上
- ・勾配：下表の基準によるものとする。

段差高さ	勾配		角度
16cm以下	8 分の1以下	12.5%以下	7.1
上記以外	12 分の1以下	8.3%以下	4.8

※「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」の基準を準用

(段差を小さくするとは)

現況段差の大きい方の2分の1以下にする工事、又は現況段差を10 cm以上低くする工事。



(10 点/m²・5 点/m²又は2 点/箇所の取り使い)

- ・居室や廊下、玄関等を面的に上げる(又は下げる)工事の場合は、原則として10 点/m²・5 点/m²で算定する。
- ・玄関上り框に固定の踏み台を設置する、床見切り材や建具の敷居等を撤去して段差を解消する、又はスロープ等により部分的に段差を解消する場合は、原則として2 点/箇所²で算定する。
- ・容易に移動できる構造のものは、補助対象外。

工事内容	点数
2-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所

【補足】

住宅の屋外との出入りに使用する戸のほか、屋内各室の出入りに使用する戸の改良を対象とする。

工事内容	点数
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²

【補足】

- ・畳やカーペットを、ノンスリップ加工が施されたフローリングに取り替える工事で、転倒によるけがのリスクを低減することを目的とするものを対象とする。
- ・ノンスリップ加工が施されていないフローリングから、ノンスリップ加工が施されたフローリングへの変更するものは対象とする。
※ ノンスリップ加工における基準は無いため、製品カタログ等により確認できるものが対象。
- ・フローリングに防滑剤を塗布する工事であっても、当該防滑剤が床材の変更と同程度の耐久性を有するものに限り、対象とする。
- ・滑りにくい床材からの更新（修繕）は対象外。

工事内容	点数
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

【補足】

住宅内の階段及び、外階段や宅地内の階段に階段用昇降装置を設置する工事を対象とする。

別表第3

工事内容	点数
3-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点
(3) 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	1階分につき5点

【補足】

- ・作業用命綱（安全带）の購入は対象外とする。

（雪止めを設置し、又は取り替える）

- ・雪止めの延長の累計が5m未満の場合は5点、5m以上の場合は10点とする。
- ・雪止め瓦等についても同様に取り扱う。
- ・フジ型やトンボ型などの金具を連続して設置している塊は、1箇所として点数を算定する。算定に用いる長さは、実際に雪止め効果がある有効長さとする。

工事内容	点数
3-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所

【補足】

（屋根の勾配を大きくする）

- ・屋根の勾配を3寸勾配以上にする工事を対象とする。ただし、屋根材には滑落性の高いカラー鋼板（塗装鋼板）を使用する場合に限るものとする。

（雪が滑りやすい屋根材への改良）

- ・自由落雪屋根にするため、瓦や茅葺き等の滑りにくい既存の屋根材を、カラー鋼板（塗装鋼板）等の滑落性の高い屋根材に交換する工事を対象とする。
- ・屋根勾配が3寸勾配（16.7度）未満である場合や、雪止めが設置されている場合などは対象外とする。
- ・塗装等によって滑りやすくする処理のみを行う場合や、滑りにくい瓦から滑りやすい瓦、カラー鋼板から別のカラー鋼板へ単純に交換する場合等は対象外とする。

（屋根に雪割板を設置する）

- ・屋根への雪割板の設置工事を対象とする。
- ・工事を伴う煙突や天窓などへの部分的な設置や、雪割り瓦の設置も対象とする。
- ・取り替え工事も対象とする。

工事内容	点数
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所

【補足】

- ・融雪装置は、土地又は屋根等に定着したものを対象とする。
- ・融雪マット等のホームセンター等で購入でき、工事を伴わず脱着・移動が可能なものは対象外とする。

(融雪用プール)

- ・融雪を目的とするものは対象とする。

(散水消雪の取扱い)

- ・駐車場等に埋設されているなど通年設置される施設を対象とする。
- ・穴あきホース等であっても、工事を伴い金具等で固定する場合は、対象とする。
- ・ただし、工事を伴わず容易に設置・撤去ができる簡易的な消雪・融雪設備は補助対象外。

(井戸の掘削等の取扱い)

- ・要件工事に該当する土地に定着した融雪設備に使用する目的で、当該融雪設備と一体として整備する場合は、井戸の掘削、ポンプ設置、融雪設備までの配管等も補助対象とする。

(散水消雪設置に伴う舗装工事の取り扱い)

- ・散水消雪施設の新設に伴って行う舗装の新設工事は原則として補助対象外とする。
- ・ただし、既存の舗装等を撤去して消雪施設を設置し、その復旧を行う場合や、消雪施設を固定するために必要最小限の舗装改良を行う場合は補助対象とする。

別表第 4

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1 m ³

【補足】

(県産木材)

山形県内の森林から伐採された原木を、山形県内で製材・加工した木材

①「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材

やまがた県産木材利用センターによる、県産木材「やまがたの木」認定事業実施要綱第 3 条に基づく認定業者による出荷証明がなされた木材（「やまがた県産材集成材」を含む）及び合板等。

②上記以外

県産木材とその他の材を分別して保管、管理し、入出荷、在庫に関する情報を管理簿等により管理している等、県産木材で有ることが明確な木材（「やまがた県産材集成材」を含む）及び合板等。

(使用箇所)

建築物に使用した場合が対象であり、家具等の建築物以外に使用した場合は対象外。

V. 代表的な補助対象工事表

下記に示すものは、これまで特に問合せの多かった補助対象工事であり、補助対象工事のすべてを示すものではありませんのでご注意ください。

【要件工事】・・・別表第1～第4に掲げる工事で、点数の加算対象となる工事をいう。

【補助対象工事】・・・補助金額の算定に用いる費用の対象となる工事をいう。

1. 建設工事関係

工 種	工事内容	備考
サンルーム	基礎を有し、かつ、母屋に接続する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕、改築及び新設は補助対象。 ・改築に伴う撤去工事は補助対象。 ・撤去のみは補助対象外。
風除室	玄関、勝手口等に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
玄関の外への手すり設置	玄関の外であっても、外壁により覆われ、床面積に算入する屋外階段へ設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積に算入する屋外階段へ設置する場合は補助対象。 ※別表第2 2-5 の要件「便所、浴室、脱衣所、その他の居室及び玄関とこれらの居室を結ぶ経路」以外のため要件工事とはならない。
車いす用洗面所	洗面台に収納スペースを設けず、車椅子に座った状態で洗面器に近づける構造	<ul style="list-style-type: none"> ※別表第2 2-3 の要件工事に該当するものとして取り扱う。1箇所あたり10点とする。
内装工事	クロス・フローリング・たたみ・ふすま・障子等の更新	<ul style="list-style-type: none"> ※滑りにくい床材への交換は要件工事の対象。

2. 機械電気設備工事

工 種	工事内容	備考
井戸工事 (掘削、設備)	井戸の掘削及びポンプ設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ等の設備は補助対象。
IHクッキングヒーター 食洗機 換気扇(レンジフード) 設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルトインタイプ。 ・据置型など、容易に取り外せるものは補助対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備が住宅と一体化していると認められる場合は、当該機器本体の購入費を補助対象とすることができる。
床暖房 設置工事		<ul style="list-style-type: none"> ・同上
屋外照明工事	<ul style="list-style-type: none"> ・壁・天井埋め込み型。 ・据置型など、容易に取り外せるものは補助対象外。 ・庭、アプローチ等に設置する場合は補助対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

3. 配管工事

工 種	工事内容	備考
油タンク 設置工事	基礎で固定されているもの ※移動撤去が容易なものは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・更新及び新設は補助対象。 ・更新に伴う撤去工事は補助対象。 ・撤去のみは補助対象外。
雨水タンク 設置工事	基礎で固定されているもの ※移動撤去が容易なものは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅内への配管を伴う等、住宅への給水を目的に設置する雨水タンクは、更新・新規取付け共に補助対象。 ・住宅への給水を目的としない（庭の水まきに利用等）雨水タンクは、更新・新規取付け共に対象外
水道工事	住宅に附属する水道工事	・補助対象
油配管工事	住宅に附属する油配管工事	・同上
ガス配管工事	住宅に附属するガス配管工事	・同上
下水道接続 工事	住宅に附属する下水道接続工事	・同上
合併浄化槽 接続工事	住宅に附属する浄化槽への接続工事	・同上
浸透トレンチ ・浸透枡工事	住宅に附属する浸透トレンチ・浸透枡工事	・同上

4. 克雪化

工 種	工事内容	備考
固定金具	安全帯を固定するための金具を取り付ける工事	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帯の購入は備品のため補助対象外。 ※要件工事にも該当
屋根の 融雪施設	屋根に固定された融雪施設 ※取り外しが容易（可能）となる融雪マット等は対象外	※要件工事にも該当
融雪機	電気や灯油等を使用した固定式融雪機 ※移動可能な場合は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式のものは補助対象外 ※要件工事にも該当
消雪設備	舗装やコンクリートに埋め込む等、容易に取り外しが出来ない施設（無散水及び散水消雪施設、ロードヒーティング等） ※ホース等、冬期以外は取り外しが可能な物は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・更新及び新設は補助対象。 ・更新に伴う撤去工事は補助対象。 ・撤去のみは補助対象外。 ※要件工事にも該当
雪止め	軒先の落雪を防ぐネット式の雪止めも対象	・同上
落雪防止フェンス 等	隣地への落雪防止を目的としたフェンス等	<ul style="list-style-type: none"> ・更新及び新設は補助対象。 ・更新に伴う撤去工事は補助対象。 ・撤去のみは補助対象外。

5. その他

工 種	工事内容	備考
仮設工事	足場工事	・補助対象工事に係る仮設工事は、補助対象
感染症等対策 工事	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事が発生するものに限る ・宅配ボックスは、アンカーで固定するものが補助対象
アスベスト 含有調査	リフォーム工事に伴う含有調査	・補助対象工事に係る調査は、補助対象

VI. 代表的な補助対象外工事表

下記に示すものは、これまで特に問合せが多かった補助対象外工事であり、補助対象外工事のすべてを示すものではありませんのでご注意ください。

工 種	工事内容	《補助対象となるケース》
<ul style="list-style-type: none"> ・車庫 ・カーポート ・物置 ・テラス ・ウッドデッキ ・自転車置き場 ・屋外階段 に関する工事	形状・構造を問わず、補助の対象外。	
<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・照明器具 ・浴室用暖房乾燥機 ・暖房機器（FF 設備など） ・食洗器（据え置き型） ・エコキュート などの設備機器本体の購入費	当該設備が住宅と一体化していないもの （アンカー固定の据置型も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備が住宅と一体化していると認められる場合は、当該機器本体の購入費を補助対象とすることができる。 ・補助対象外の機器であっても電気配線工事、給排水配管工事、機器設置工事等の設備工事は補助対象とする。
屋外の手すり設置工事	床面積に含まれない部分に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第二条第1項の3に規定する床面積に算入される部分に設置する手すりは補助対象。 ・以下の場合には対象となる。 ※ピロティ：住居部分であり明らかに屋内的用途に供する部分に設置する場合。 ※ポーチ：シャッター、扉、囲い等で常時閉鎖的に区画されて、住居部分であり明らかに屋内的用途に供する部分に設置する場合。
門扉・門柱・塀	鋼製のフェンス等を含む	
造園工事	庭木、花壇、灯籠、池等	
側溝工事	雨水排水用の側溝	
擁壁工事	土地の造成を目的とした擁壁（境界ブロックも同様）	
屋根融雪マット	取り外しが容易（可能）な融雪マット	
可動式融雪機	可動式、あるいは可動可能な融雪機	
シロアリ駆除	薬品等によるシロアリ駆除	既にシロアリ被害が発生した部分の補修や、補修工事に付随した防虫剤等の塗布は対象となる。
舗装工事		<ul style="list-style-type: none"> ・給排水管の敷設等、補助対象工事の施工に伴う必要最小限の舗装工事は対象となる。 ・床面積に算入される部分は対象となる。

VII. 法令に基づく手続き等が必要となるリフォーム事例

リフォーム工事等の内容によっては、事前に手続きが必要となる場合や、リフォーム箇所以外にも工事が必要となる場合、または当該工事が禁止されている場合があります。工事着手前に必ず建設地を所管する特定行政庁へご確認ください。以下に主な事例を示しますので、参考にしてください。

リフォーム工事等の内容	必要な手続きや対応など	関係法令
屋根を塩化ビニール製の波板に葺き替える。	都市計画区域内などでは、屋根の材料は鉄板などの不燃材とする必要があります。	建築基準法第22条等
単管パイプで下屋を増築する。	建築物は単管パイプで作ることができません。	建築基準法施行令第5節等
バルコニーにサッシをつけてサンルームにする。玄関に風除室を設置する。(既存の玄関ポーチに壁、サッシ等をつけて風除室にする場合を含む。)	床面積が増加するため、確認申請が必要となる場合があります。	建築基準法第6条等
木造住宅の2階天井裏を子供部屋に改造する。	床面積が増加するため、確認申請が必要となる場合があります。また、木造3階建てとなり構造計算を行って全体の安全性を確認し、1, 2階部分の筋交いを追加するなどの工事が必要となる場合があります。	建築基準法第6条、第20条等
油タンクを設置する。	油の保管量が規定値を超えると防油堤を設ける必要があります。(規定値は自治体により異なります。)	各自自治体の火災予防条例
キッチンの壁、天井の仕上げに木を貼る。	火気を使用する部屋の壁、天井の仕上げは、一定の部分燃えにくい材料とする必要があります。	建築基準法施行令第129条等

特定行政庁一覧

特定行政庁名	担当部署・電話番号	建設地
山形市	建築指導課 023-641-1212 (代表)	山形市
米沢市	建築住宅課 0238-22-5111 (代表)	米沢市 (都市計画区域に限る)
鶴岡市	建築課 0235-25-2111 (代表)	鶴岡市 (都市計画区域に限る)
酒田市	建築課 0234-26-5749 (直通)	酒田市 (都市計画区域に限る)
天童市	都市計画課 023-654-1111 (代表)	天童市 (都市計画区域に限る)
山形県	村山総合支庁建築課 023-621-8236 (直通)	村山地域
	最上総合支庁建築課 0233-29-1419 (直通)	最上地域
	置賜総合支庁建築課 0238-26-6090 (直通)	置賜地域
	庄内総合支庁建築課 0235-66-5642 (直通)	庄内地域
		上記以外